

大阪府指定出資法人評価等審議会（第12回）

| | |
|-------|---|
| ■と き | 令和元年7月16日（火曜日）10：00～12：00 |
| ■と ころ | 国民會館・住友生命ビル12階 武藤記念ホール 小ホール |
| ■出席者 | 上林 憲雄（神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授） 砂留 洋子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント） 八木 正雄（かけはし総合法律事務所 弁護士） 山本 彰子（山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士） |
| ■議 題 | 大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に係る意見とりまとめ |

（1）大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に係る意見とりまとめ

事務局から意見とりまとめ案の概要について説明

- 委員：西成労働福祉センターの代表理事については、各委員の意見が割れているが、条件付きで認められるという整理に異論のある委員はおられないか。
- 委員：条件付きということだが、条件が満たされた時にもう一度検討して、フレキシブルに対応すれば良いと捉えたので、特に異論はない。
- 委員：代表理事は条件付きであり、業務執行理事は認められるという結論になっているが、両役員とも西成特区構想が具体化すれば見直すことになるわけなので、結論を分ける必要があるのか少し気になる。
- 事務局：ご指摘のとおり、西成特区構想が具体化し、役員体制の見直しを実施する際には、両役員の役割分担も見直すことになるが、前回審議会までの審議の経緯を踏まえ、結論を分けて整理した。前回の結論では、業務執行理事については、西成労働福祉センターの通常の運営に関しては、府の関与が必要と認められており、代表理事については、西成特区構想の進捗に応じて必要性が認められているため、棲み分けはできているところ。
- 委員：西成労働福祉センターの両役員については、関与の必要性を分けることが、一番妥当な書き方ではないかと考える。
- 委員：千里ライフサイエンス振興財団について、意見の中に「役員の配置形態や役割分担については、検討の余地がある」とまとめるのであれば、「条件付きで認められる」という分類に当たるのではないと思うが、如何か。
- 事務局：今回の審議会でも個別ヒアリングを実施した大阪府道路公社と西成労働福祉センターにおいては、条件付きで認められると整理したが、これらの条件を見ると、大阪府道路公社であれば、箕面有料道路の移管が完了するまで、西成労働福祉センターであれば、西成特区構想が実現するまで、というように期限が明確に示されている。一方、千里ライフサイエンス振興財団については、人的関与に条件があるというよりは、役員の配置体制については今後見直していくべきという補足意見を付するという形で整理したもの。
- 委員：この補足意見は、条件というものではないと思う。条件というのは、何らかが成就したら再度検討するということなので、今後検討していくべきことは、条件を付しているものではないと思う。
- 委員：近ければ3年後になると思うが、次回審議する際は、この意見も念頭に入れて検討すべきという申し送り事項的な意味合いであり、条件とは違うと受け取っている。

事務局：事務局としても、ご意見を問題提起として反映させ、次回見直しの際に、役員の配置形態や役割分担についても説明できるように整理したもの。

委員：千里ライフサイエンス振興財団については、「条件付き」ではないかという意見も出たが、今後検討すべきことは意見書に盛り込み、次回の審議に活かすということであるため、事務局案のとおりで良いか。

各委員：異議なし。

委員：大阪府国際交流財団について、意見の末尾が「必要が認められる」と締められているが、他法人では、「必要性が認められる」との文言となっていたので、合わせるべき。

事務局：ご指摘の通り修正する。

委員：大阪国際会議場について、指定管理の期間が切れるのは、次回見直し時期よりも先であるため、指定管理期間までという条件付きにはなっていないという理解で良いか。

事務局：大規模修繕や IR 施設との棲み分けに関する戦略立案が、指定管理期間内に予定されていることもあり、それらの進捗状況によって法人の状況に変化が生じれば、3年に一度ではなく、随時に見直しをするものと整理している。

委員：指定管理を行う法人に人的関与が認められるとなると、他の法人が指定管理になった場合にも、関与しなければならないという話になってしまう。絶対に人的関与が必要というのであれば、指定管理を止めて、絶対にその法人に委託するというようにすべき。

事務局：指定管理部分は、あくまでどのような法人であるかを記載したものであり、今回関与が認められる理由としては、やはり大規模修繕と IR 施設との棲み分けに関する戦略立案について、大阪府との連携が求められるところにある。

委員：大阪府がこのポストに関与する必要があるというニュアンスを考えると、前回意見書にあるような府の出資者としてのコメントを入れるべきではないかと思う。

事務局：ご指摘のように、出資比率が高いので財務の健全性を確保する必要があり、そのために府の関与が必要となることも追記すべきであるため、修正したい。

委員：ただいまの意見については、事務局に文言の追記をお願いする。